

生徒指導規程

大崎上島町立大崎小学校

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するために規程するものである。児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校等)

第2条 全学期を通じて登下校の時刻を守る。

- (1) 登校 集団で8時までに登校する。
- (2) 下校 集団で下校する。
- 2 登下校については、中野地区は徒歩、西野地区はスクールバスとし、決められた通学路を通る。
- 3 登下校中に会った人には、気持ちのよい挨拶をする。
- 4 登下校中は、1列に並んで歩く。
- 5 必ず防犯ブザーなどを付けて登下校する。

(服装等)

第3条 清潔で学習にふさわしく、活動しやすい服装にする。

- 2 靴は、華美にならないもので、運動のしやすいものを履く。
- 3 学校行事及び校外での学習活動(社会見学・修学旅行等)の際は、基本的に通学服を着用する。
- 4 校舎内では、名札をつける。
- 5 校舎内では、ジャンパーや手袋、マフラー、ネックウォーマーなどは着用しない。(休憩時間も同様)

【服装】

夏期(5～10月)

スカート、ズボン、シャツ・ブラウス

(どれも自由)

水着：紺色または黒色のスクール水着
水泳帽を着用する。

冬期(10月～5月)

スカート・ズボン、通学服(男女兼用)

登下校時寒い場合は、ジャンパーなどの防寒着を通学服の上に着用しても良い。

※(5月、10月)の1ヵ月は移行期間とする。

◎儀式(入学式、卒業式、始業式、終業式等)の時には、式にふさわしい服装をする。

・上は通学服、中は白のシャツ、ブラウスなど、セーターなどは、紺・黒。下は、紺又は黒のズボン(ジヤージ・ジーパン以外)、スカート、靴下・タイツは紺・黒・白。なお、季節によっては、通学服の着用はしなくても良い。

(髪型)

第4条 学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪型や長さとする。

- 2 目や襟にかからない髪の長さとする。後ろ髪が肩にかかる場合は、安全で目立たない色(黒、紺、茶)のゴムや髪留めで束ねる。
- 3 不自然な髪型(パーマ・脱色・染色・変形の髪型等)にはしない。祭り等に参加することを理由に、一時的に不自然な髪型にすることも違反とする。
- 4 違反が確認された場合は、保護者と連携し、学校長が教育上必要と認める場合は、特別な指導を行う。

(化粧・装飾)

第5条 次のことを禁止する。

- (1) ピアス、ネックレス、指輪、ブレスレット、ミサング等の装身具
- (2) 口紅、マニキュアなど爪への装飾
- 2 違反が確認された場合は、保護者と連携し、学校長が教育上必要と認める場合は、特別な指導を行う。

(持ち物)

第6条 学習に不要な物(遊び道具、ゲーム類、お菓子、キーホルダー、アクセサリなど)、学習に不要な物の学校への持ち込みは禁止とする。

- 2 自分の持ち物、靴、衣類等には、全て名前を書く。

- 3 学習に関する持ち物は、「学習のきまり」に則って準備をする。
- 4 違反が確認された場合は、保護者と連携し、学校長が教育上必要と認める場合は、特別な指導を行う。

(携帯電話、スマートフォン等)

- 第7条 携帯電話、スマートフォン等の学校への持ち込みは禁止する。
- 2 学校行事及び校外での学習活動(社会見学・修学旅行等)での使用は禁止する。
 - 3 携帯電話、スマートフォン、ゲーム機等による通信を、午後9時以降禁止する。午後9時以降は、保護者が管理する。
 - 4 学校への持ち込み等の違反が確認された場合は、学校が預かるとともに、保護者に連絡し、保護者に直接返却する。
 - 5 学校等への持ち込み、夜9時以降の使用等の違反が確認された場合は、保護者と連携し、特別な指導を行う。

(校舎内外での過ごし方)

- 第8条 校内では、落ち着いて過ごすとともに、安全面に注意する。
- (1) 廊下や階段は、静かに歩く。
 - (2) 校内で出会った人には、気持ちのよい挨拶をする。
 - (3) 天気の良い日は、運動場で元気よく遊ぶ。

第3章 校外での生活に関すること

(校外での生活)

- 第9条 校外での生活では次のことを守る。
- (1) 外出の際は、行き先・目的・帰宅時間を必ず家の人に伝える。
 - (2) 出会った人には、気持ちのよい挨拶をする。
 - (3) 児童だけで、校区外に行かない。
 - (4) お金の貸し借り、無駄づかいをしない。
 - (5) 5時のチャイムがなったら、家路につく。
 - (6) 大人が留守の家の中では、遊ばない。また、児童だけで外泊はしない。
 - (7) 火遊びやエアガン等の危険な遊びをしない。
 - (8) 道路や駐車場、空き家等危険な場所で遊ばない。
 - (9) 家の人に無断で物の貸し借りをしない。

- 2 違反が確認された場合は、保護者と連携し、学校長が教育上必要と認める場合は、特別な指導を行う。

(安全)

第10条

- (1) 交通ルールを守る。
- (2) 自転車に乗る時には、原則ヘルメットを着用する。
- (3) 自転車は、1・2年生は保護者と一緒に乗り、3年生からは交通安全教室後、ルールを守って乗る。
- (4) 不審者等から、身を守るために、「いかのおすし」を心がける。

第4章 特別な指導に関すること

- 第11条 「社会で許されないことは、学校においても許されない」との認識に基づき、児童が校内及び校外で問題行動を起こした場合、学校長が教育上必要と認める場合は、特別な指導を行う。また、必要に応じて関係機関(教育委員会、児童相談所、警察等)と連携することもある。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ①万引き・窃盗
 - ②威圧・強要行為・暴力
 - ③建造物・器物等破損
 - ④飲酒・喫煙・薬物乱用
 - ⑤その他、法令・法規に違反する行為
- (2) 本校の「きまり」等に従わない行為
 - ①いじめ・暴力
 - ②指導に従わない等の指導無視及び暴言等
 - ③その他、学校長が教育上指導を必要とする判断をした行為

- 第12条 特別な指導では、個別指導及び反省文を書かせる等、発達段階に応じた指導を行う。

- (1) 必ず複数の教職員で指導を行う。
- (2) 指導は、別室にて行い、他の児童等との接触はさせない。
- (3) 指導後は、必ず複数で保護者連携を行う。
- (4) 指導内容について、必ず時系列で記録を行う。
- (5) 指導後の児童の様子等をしっかりと観察し、継続した指導を行う。
- (6) 学校長の判断により、必要に応じて関係機関等と

の連携を図る。

第5章 届出に関する事

第13条 次のような場合には、速やかに学校へ連絡する。

- (1) 体調不良等で、徒歩等での通学が困難な場合は、保護者等が自家用車で送迎しても良い。(その場合は、事前に学校及び登校班長等に連絡する。)
- (2) 欠席・遅刻・早退する場合は、事前に保護者等が担任あるいは学校に連絡する。(必要に応じて、登校班長等にも連絡する。)
- (3) 学校のことを壊したとき
- (4) コロナウイルス・インフルエンザ等の感染症にかかったとき

第6章 規程の周知、施行に関する事

(規程の周知)

第14条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会等を通じて直接説明を行ったり、ホームページで公開したりする。

(規程の施行)

第15条 この規程は、令和7年4月1日より施行する。